

平成 18 年 4 月 17 日

5 号機における構内保管物品の構外への誤搬出について

当社は、放射線管理区域*から物品を搬出する場合、放射性物質による汚染がないことを確認した上で搬出しており、再使用する物品以外は、発電所の構内で保管することをマニュアルに明記するなど、業務品質の向上に取り組んでおります。

このたび、当所において、放射線管理区域から搬出後構内で保管している物品について、搬出後の管理状況を調査したところ、平成 18 年 4 月 13 日、5 号機の第 20 回定期検査（平成 16 年 11 月～平成 17 年 7 月）時に交換を行った空調機の部品（軸受 24 個で合計約 141 キログラム。以下、「当該物品」）が、誤って発電所の構外へ搬出されていたことが確認されました。

これまでの調査の結果、当該物品は、放射性物質の汚染がないことを当社社員が立会って確認しており、平成 17 年 4 月 6 日に放射線管理区域外へ搬出され、翌日、協力企業の倉庫に仮保管されておりました。その後、協力企業において年末の倉庫内片づけ作業を実施した際、当該物品には放射線管理区域から搬出した物品であることの表示がなかったことから、誤って他のものと共に再利用品として処分されたことがわかりました。

今後、引き続き調査を行うとともに、調査結果に基づく必要な対策を講じます。

なお、当該物品は放射性物質による汚染がないことを確認しており、構外への搬出については法令等の違反には該当いたしません。

また、これによる外部への放射能の影響はありません。

以 上

* 放射線管理区域

放射線による無用な被ばくを防止するため、また、放射性物質による放射能汚染の拡大防止をはかるため管理を必要とする区域。